

シンガポール証券取引所(SGX)上場 と日本の弁護士役割

2012年5月14日

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

【目次】

- 事前準備
- キックオフミーティング
- Due Diligence
- 有価証券届出書のチェック、法律意見書
- GDRとは
- まとめ

1. 事前準備

- 上場方法の検討
 - メインボード上場orカタリスト上場
 - GDRの利用の有無
- 法律事務所、スポンサー等の選定

2. キックオフミーティング

各関係者の役割分担及び作業スケジュールを確認する

「Instruction to Foreign Counsel」

シンガポールの弁護士から日本の弁護士への依頼事項

1. 上場申請企業に対する法務デューデリジェンス
2. 目論見書又は勧誘文書の中の日本法に関する部分の記述及び正確性の担保
3. SGXに上場するに当たり必要な組織再編等への協力
4. 日本法に関する法律意見書の作成

3. 法務デューデリジェンス

報告書の形式

シンガポール投資銀行協会(Singapore Investment Banking Association)のガイドライン

メインボード市場

義務化されている様式なし

- シンガポールの弁護士が目論見書を作成する際の前提事実を提供

カタリスト上場

SIBAのガイドラインに定める一定の様式に従う

- シンガポールの弁護士が勧誘文書を作成する際の前提事実を提供
- カタリスト上場の場合、スポンサーがその企業の上場適格性を審査するための最も重要な基礎

3. 法務デューデリジェンス

- SGX上場規則やコーポレート・ガバナンス原則(Code of Corporate Governance)への適合性

- ストック・オプション制度

- 日本法上のコーポレート・ガバナンスとシンガポールのコーポレート・ガバナンスの違い

- 例) 監査役制度

- 従わない場合、理由を説明する必要あり

4. 目論見書のチェック、法律意見書

- 目論見書
(カタリスト上場の場合勧誘文書)
- 法律意見書
 - 一般的なもの
 - 日本法を理解してもらう必要
 - 個別具体的なもの

5 GDRとは

- GDR = グローバル預託証券
 - 1 メインボードのみ
 - 2 既に日本(及び他の市場)で上場している企業のみ
 - 同時上場が可能(逆に上場維持が条件)
 - 3 購入者は限定されてしまう
 - 4 前述のCode of Corporate Governanceの適用はない。

5. まとめ

1. 日本法及び上場する企業の事業について理解していること
2. 人的規模が十分であること
3. 外国専門家との連携が取れること



ご清聴、ありがとうございました。